

2013. 1. 15 / Vol. 40

1880年代教育史研究会 ニュースレター

第 40 号

目 次

[連載]

- 神辺 靖光 「学校をめぐる逸話と風景(14)
なぜ大名たちは東京に洋学校を開くのか」 …… 2
- 神辺 靖光 「本校分校支校、学校配置網覚書(4)
余話・聖公会の学校のたて方」 …… 3
- 富岡 勝 「明治前期の数学教科書(1)」 …… 5

[個人研究]

- 谷本 宗生 「教育家は学生の健康・衛生に刮目せよ!
(松山誠二の提唱)」 …… 7
- 田中 智子 「高等中学校経費地方税支弁停止への過程(3)」 …… 9

[例会]

- 谷本 宗生 「例会の概要(2012年12月9日)」 …… 11

[個人報告]

- 小宮山 道夫 「第五高等中学校と九州各県尋常中学校との
連絡関係に関する資料について」 …… 13

- [お知らせ] …… 16

[連載] 学校をめぐる逸話と風景 (14)

なぜ大名たちは東京に洋学校を開くのか

神 辺 靖 光

明治5年8月、赤坂見付門西(現港区元赤坂)の有馬頼咸よりしげ邸に報国学社が開かれた。通称有馬学校。有馬頼咸は筑後久留米21万石の大名であった。英国人ケンノンと同国女性教師ホッシース以下13名の邦人教師を雇って開いた英学皇漢学の学校であった。開校当初200名ほどの生徒が集ったが、経営が杜撰で会計係が金を使い込んだため、明治7年には解散した。

明治7年から文部省が、洋学塾を私立外国語学校と公認するようになった。東京の私立外国語学校で旧大名が開いたものは次の3校である。

明治8年9月 玉藻学校 松平頼聡 本郷元町
 明治8年11月 (校名ナシ) 大河内正篁 芝増上寺内
 明治9年4月 本荘学校 本荘宗武 市谷河田町

松平頼聡よりとしは讃岐高松藩12万石の大名、大河内正篁まさただは上総大多喜藩2万石の、本荘宗武むねたけは丹後宮津藩7万石の大名である。大河内、本荘と名乗っているが、出自は松平である。この3大名は戊辰戦争の当初は去就に迷ったが、いずれも官軍側につき領地を安堵された。

こうしてみると、陸中盛岡の南部利恭と筑後久留米の有馬頼咸の両名だけが外様大名で、勸学義塾、共心義塾の結社同人も、玉藻学校、本荘学校の創立者も東京に洋学校、私立外国語学校を開いた大名は徳川譜代か、親藩だったのである。

さて、玉藻学校の地は讃岐松平の江戸屋敷である。生徒60~70名で発足したが、10年には公立玉藻小学校になった(倉澤剛『小学校の歴史』)。玉藻とは讃岐

高松城の旧名である。本荘学校の地は本荘家の江戸屋敷(現新宿区河田町)。英国・物理化学博士キーリングを雇い、生徒20人ばかりで発足したが、明治10年になくなっている。なお、本荘宗武は旧領地・丹後宮津で民権学塾天橋義塾(後の京都府宮津中学校)ができた時、創立社員になり、1000円を寄附している。芝増上寺内に開いた大河内正篁の学校については開学願書があるだけで、その活動を示す史料は見当たらない。彼の嗣子は理化学コンツェルンの総帥で日本の理化学工業を牽引した大河内正敏けいみんである。

それにしても数十人の大名たちが東京に学校をつくらうとしたのはなぜだろう。試みに幕末維新期の江戸東京の絵地図をみられたい。殆んどが大名屋敷ではないか。町人の数、100万と言われたが、彼らは日本橋、京橋、浅草などの下町に住み、現JR山手線内の広大な場所は武家屋敷が占めていた。それが、明治元年から3年間、ガラ空きになったのである。大名が国許に帰り、旗本達が駿河や北海道に移住した後の屋敷には政府の官庁が入り、京都から来た皇族、公家家族が上等な屋敷に移り住んだが、まだまだ空家は埋まらなかった。明治3年11月、全国に散った大名に東京居住の命令が出た。かくて大名を東京に集め、虜にした上で突如、廃藩置県を命じたのである。東京に戻った大名華族たちはそれぞれの屋敷に入った。官庁や皇族、公家に屋敷をとられたと言っても、まだまだ屋敷は空いていた。通常、大名は上、中、下の三屋敷を持っていたが大大名は6ヶ所も7ヶ所も屋敷を持っていたからである。薩長土肥はじめ官軍側の大名は何かしらの役職を持ったが、佐幕派の大名は何の役もなかった。何

かしなければならぬ。東京の屋敷は空いている。時代の変転を見てきた大名たちが、新しい時代の学校をわが空家で、と考えるのは容易であろう。自分で主宰しないまでも、当時、大名屋敷、旗本屋敷を新設の学校や私塾に貸した例は非常に多いのである。

大名の懐ふところぐあいはどうだっただろう。大名が版籍を奉還した場合、領地現石の十分の一が家禄として政府から支給された。5万石の大名であったら5000石分が金に換えて支給されるのである。多くの家臣を養わ

なくてもよくなり、家令、家従、家扶といった少数の華族付家臣だけの給料を払えばよい。旧時代の儀礼や交際費もない。禄高を十分の一に減らされても何もしない華族の懐は楽だった。だから窮迫した旧家臣子弟の学校をたてたり、奨学金を出したりするのである。

この家禄制度は明治9年の秩禄処分で終り、東京の人口減少もこの頃から増加に変わって、華族の財政も東京の街風景も新たな段階を迎える。大名がつくる学校の時代は終るのである。

[連載] 本校分校支校、学校配置網覚書(4)

余話・聖公会の学校のたて方

神 辺 靖 光

これまで、いくつかの県を例に中学校の本校・分校の立ち位置をみてきた。ところで、この時期、1870年から80年代にかけて情熱的な勢いで中学程度の学校をたて進めたのはキリスト教団である。その主力は米国のプロテスタント各派であった。彼らはそれぞれの伝道教会で日本布教を決議し、あるいは本部教会で学校設置の寄附金を集め、特定の伝道師を任命して日本に派遣した。彼らは東京はじめ大都市におかれた外国人居留地に居を定め、教会と学校設置にとりかかっているのである。

戊辰戦争に続く御一新で権威の失墜、秩序の崩壊をみた日本人は居留地内の教会を訪れる者が跡を絶たなかった。政府ははじめこそキリスト教禁制としたが、時勢が許さず、岩倉使節の一行は米国各地で猛烈な抗議を浴びた。かくして岩倉は日本にキリスト教解禁を打電した。

キリスト教宣教師達は布教を第一の任務としたが、訪れる日本人は信仰よりも西洋文化への憧れや、英語学習の意欲が強かった。それを見てとった宣教師は伝

道の傍ら、英語学習のための学校を早速にも、つくるようになったのである。

伝道教会本部は次々に宣教師を派遣してくる。布教を使命とする宣教師は新たな地を求めて移動し、教会をたて、学校もはじめる。その活動は居留地という枠内に止まらなかった。次第に日本人の協力者がふえ、日本人の名義によって居留地外に英語学校をたてるようになり、やがて日本人主宰の学校になってゆく。その例を聖公会の立教学院成立の経緯にみよう。

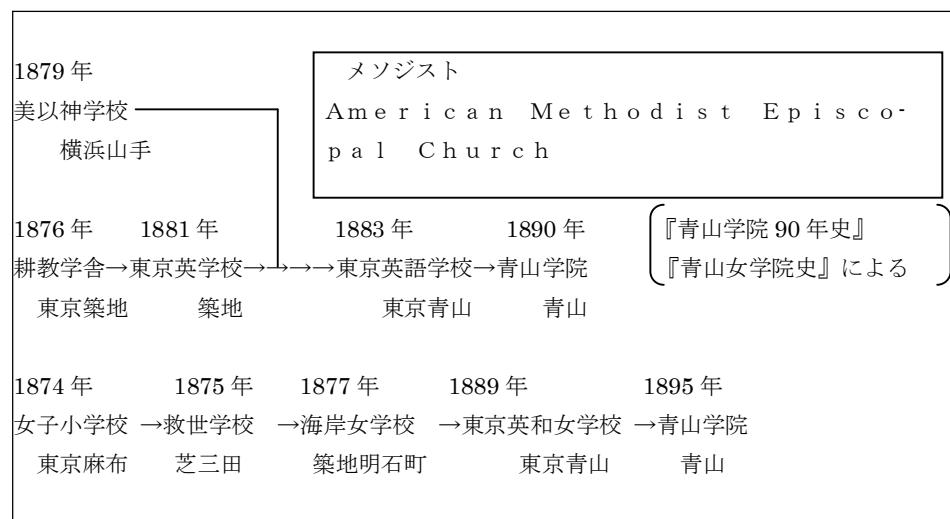
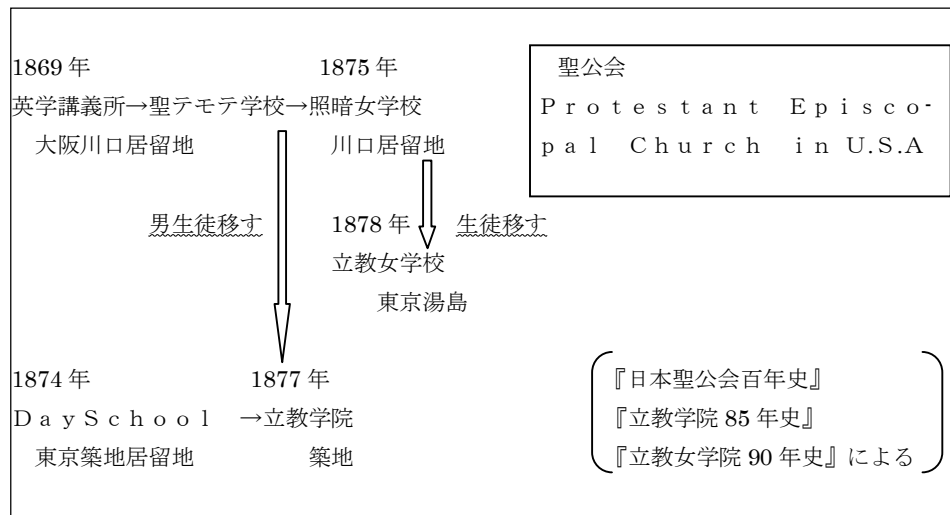
米国聖公会伝道教会から派遣されたC. A. Williamsは、1869年、大阪川口居留地に英学講義所を開いた。74年には同協会のC. Blanchetが東京築地居留地でDay Schoolをはじめた。聖公会は77年、築地に校舎を建築し、ここにDay Schoolを移して立教学院と称した。大阪川口の英語講義所は聖テモテ学校と改称していたが、ウィリアムズが東京に移るため、男生徒を立教学院に入学させた。残った女生徒を教えたのは同じ聖公会の女性宣教師E. G. Eddyであった。この学校は照暗女学校

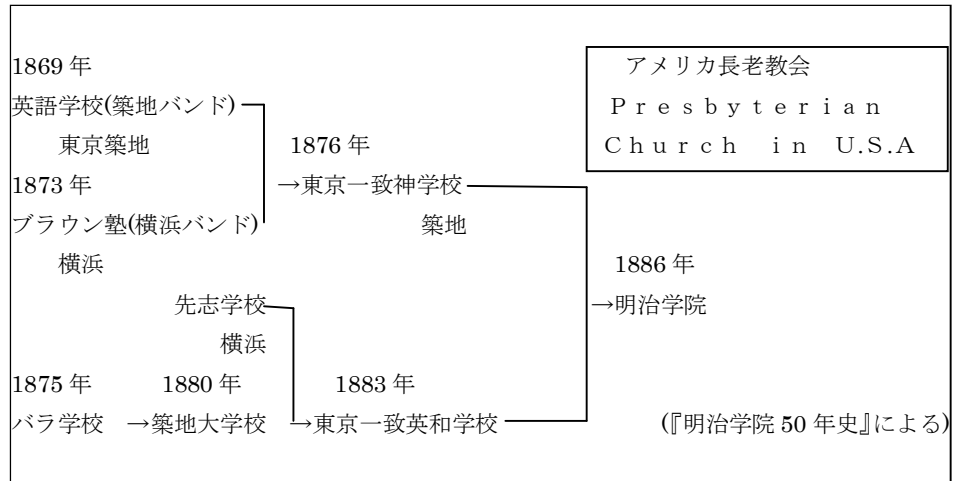
と名を変えた。78年、ウィリアムズは東京湯島のある家を借りて立教女学校を始めた。教師は聖公会の女性宣教師F. R. Pitmanである。

92年、京都に聖公会の日本人司祭・多川幾造によって平安女学校がたてられた。そこで同公会の照暗女学校は閉鎖することにし、女生徒全員を東京の立教女学校に移した。

このように米国プロテスタント系の諸派はその時々都合により、勢いによって各地に学校をたてていっ

たのである。教勢拡張という方針はあったが、具体的な計画性はなかった。教派の本部は米国にあり、活動の中心は宣教師個人ににあった。故に同時に各地に幾つもの学校をたてながら、本校、分校、支校の別がないし、そういう言葉も用いなかったのである。幾つもの学校をたてながら、一つの学校にまとまっていった聖公会の立教学校、メソジストの青山学院、長老教会の明治学院の沿革を概念図化したものを示して参考に供したい。





[連載]

明治前期の数学教科書 (1)

富岡 勝

「カリキュラム班」の取り組みとして基礎作業であっても何かを進めたいと考えていたので、12月9日の例会で話題に上がった「国会図書館近代デジタルライブラリーを利用して教科書の紹介ができるのでは」というアイデアを、数学教科書について少しずつ実行し、その成果をニューズレターで報告することにしたい。

教科書を紹介する、というのは様々な方法が考えられるが、差し当たり各教科書の序文・凡例などを中心に紹介してみたい。序文・凡例などを通してその教科書の執筆経緯や、特徴などがわかるのではないかと、思われたからである。先行研究においてその教科書がどのように紹介されているか、どのくらいの数の学校でその教科書が使用されたかなどについても分かれば報告してみたいが、まずは序文・凡例などを紹介する作業をしていきたい。

これまで東書文庫が所蔵する 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけての数学や理科関係の教科書を閲覧したことがあるが、それ以前の時期の教科書はあまり見かけなかった。しかし、近年充実ぶりが著しい国会図書館の近代デジタルライブラリーを利用すれば、

インターネット上で 1870 年代を含む明治前期の教科書のいくつかを閲覧することが可能になっている。ほかに東京大学附属図書館などにも明治前期の教科書が保存されているようであるが、せっかくインターネット公開されている近代デジタルライブラリーを利用しない手はないだろう。

取り扱う数学教科書は、本研究会の研究年報で発表された神辺靖光論文などに登場する教科書を手がかりに探してみたい。そこでまず、『一八八〇年代教育史研究年報』第 4 号 (2012 年 10 月) の神辺「中学校史の一八八〇年代(その四)―教育内容と方法の形成 3―」の 11 頁に、1877 年 7 月の官立東京師範学校中学師範学科の改正教則における数学関係の英書の教科書として紹介されている『^{ブラクテカル}魯敏孫氏算術書』・『魯敏孫氏代数学書』・『魯敏孫氏幾何学』・『魯敏孫氏三角法』に注目した。これらはロビンソン (Horatio.N.Robinson) による英書であろう。

ロビンソンの英書は他校でも使われていたようである。『一八八〇年代教育史研究年報』第 3 号 (2011 年 10 月) の神辺「中学校史の一八八〇年代 (その三) ―

教育内容与方法の形成2」の10頁にも宮城中学校の英語中学科の英文教科書として、ダビス氏『算術書』・ロビンソン氏『初等算術書』『実用算術書』『高等算術書』『初等代数学書』『高等代数学書』『幾何学書』『三角法』が列挙されている。

また『一八八〇年代教育史研究年報』第2号(2010年10月)の神辺「中学校史の一八八〇年代(その二)―教育内容与方法の形成1―」の16頁には、愛知英語学校で用いられた英書の教科書としてロビンソン『レジメントアリスメチック』・ロビンソン『プラクチカルアリスメチック』が登場している。

これらの正確な書名や出版年を確認するのは、簡単なことではないと思われる。例えば、堀井政信「大坂専門学校と札幌農学校の数学教育」(『津田塾大学数学・計算機科学研究所報』第2号、2002年、144～154頁)では、第三高等中学校の図書原簿の記載された図書記号を利用して京都大学総合人間学部図書館に現存する図書及びその蔵書印と照合するという作業を経た上で、『ロビンソン氏新高等代数学』が1880年に出版されたH.N. Robinsonの著書『New University Algebra』であり、大阪専門学校時代に購入されたものであると推定している。

そこで英書の数学関係教科書についての検討はひとまず保留して、ロビンソン原著の翻訳教科書について近代デジタルライブラリーを利用して調査することにした。ロビンソンの英書を原著とする翻訳書は少なくとも数点見つかったが、今回は石川彝訳『代数学 一』(1877年3月)と駒野政和訳『代数学初歩』(1874年)について紹介する。

<ロビンソン著・石川彝訳『代数学 一』(出版者 小林新兵衛、明10年3月)>

凡例

- 一 原書ハ米国数理博士魯敏遜氏著ス所ノ新撰代数学ト題スル者ニシテ、西歴一千八百七十六年、即チ我紀元二千五百三十六年、紐育府ニ於テ新ニ電鑄ヲ以テ印行スル所ニ係ル、
- 一 魯氏大小学校ノ需要ニ応シテ、著述スル所ノ数理書、既ニ二十有一部、俾キハ小学ノ数字階梯ヨリシテ、高キハ大学ノ天文精理ニ至リ、細大洩サス、実ニ天地ノ数ヲ尽セリ、此書ノ如キハ、即チ其一部ニシテ、代数学完全ノ書ナリ、
- 一、代数学ハ普通学ノ一科タルヲ以テ、欧米諸国ニ於テ其書甚タ多く、各々体裁ヲ具ヘテ頗ル嘉称セラル、者アリ、魯氏此原書ヲ新撰スルニ方テ、旧本ノ体面ヲ存シ、更ニ改正増補シテ、理論ヲ詳ニシ、実用ニ便ニスルヲ以テ目的ト為ス、是ニ於テカ愈々善美ヲ加ヘ、恰好ノ新書ヲ大成ス、
- 一 蓋シ我国代数ノ書既ニ公行スル者、亦尠シトセス、然リト雖トモ、大概洋書ノ拔萃抄訳ノ類ニシテ、未タ完全大成ノ書アルヲ見ス、予版主ノ需ニ応シテ訳述スルニ先テ、英米ノ善本ヲ選択シテ此書ヲ得タリ、仍テ黽勉シテ之ヲ訳シ、努メテ原文ノ意ニ違ハサラント欲シ、敢テ添刪折衷セス、但シ例題設問ノ答式ノ如キハ、演習ニ方テ、實際ノ便宜ヲ謀リ之ヲ卷末ニ附ス、唯恐ラクハ、予カ固陋ナル、或ハ翻訳穩当ナラスシテ、大方ノ笑ヲ免カレサル者アラン、同学ノ諸彦幸ニ忠告セヨ、

明治十年二月

石川彝 謹識

翻訳者石川彝による凡例によれば、この書は米国のロビンソンが1876年に出版したばかりの『新撰代数学』

という原著を翻訳したものであり、従来の類書のような洋書の抜粋抄訳ではなく、内容を完全に翻訳した上で巻末に例題を付け加えたものであるという。したがって従来の抄訳本よりもレベルアップが意図されていたと考えられる。

翻訳者石川彝について詳細は今後調べたいが、近代デジタルライブラリーで検索すると『英学階梯』(1871年)、『英学入門』(1871年)など英学関係の著書やブラックストーン著『大英律』(1887年)などの英書の翻訳が目立つので、数学者というよりは英学者なのかもしれない。

<ロビンソン著、駒野政和訳『代数学初歩』(青山堂、1874年)>

緒言

輓近洋算世ニ行ル然ルニ大概洋文ニ係リ童蒙ニ或テ解シ難キヲ憂フ間々国文之ヲ訳スルモノアレトモ詳略或ハ其宜キヲ得ズ以テ初学ノ階梯トナスベキモノ亦尠シ余因テ自ラ揣ラズ英人ロビンソン氏著ス所ノ(イレメントリー、アルジブラ)ニ抛リ

傍ラ諸書ヲ参互斟酌シテ要ヲ採リ冗ヲ省キ務メテ童蒙ノ了解シ易キヲ欲ス看者其他書ニ出入スルヲ以テ杜撰トナス勿レ但余浅学非才且ツ公務ノ余僅ニ稿ヲ属ス誤謬応サニ多カルベシ大方ノ君子是正ヲ賜ハバ幸甚

明治八年一月

駒野政和識

この緒言によれば、『代数学初歩』は、ロビンソンの『イレメントリー、アルジブラ』を中心に、他書も参照しながら抄訳したものであるということになる。

駒野政和は近代デジタルライブラリーで検索したところ、『新撰珠算精法』(1879年)など数学関係の著書がいくつもあるので、数学者であったと推測される。

なお、表紙には「明治七年新彫青山堂発売」と記されているので1874年の出版であると思われるが、緒言が翌年1月になっている理由はわからない。また「英人ロビンソン」とあるが、Horatio Robinson (1830-1922)は米国人なので、「米人ロビンソン」の誤りであると思われる。次号では、ロビンソン原著の幾何学の翻訳教科書について調べて紹介したい。

[個人研究]

教育家は学生の健康・衛生に刮目せよ！(松山誠二の提唱)

谷本宗生

東京大学予備門教諭(生理学を担当)をつとめた松山誠二は、明治期の学校衛生に詳しい邦人教官先駆けの1人として知られる。著書に『学校衛生論』(1883年)などがある。松山誠二の主張が簡潔に表されているものとして、下記の資料(「衛生モ亦教育家ノ一責任乎」日下部三之介編『教育論説録』第1集、1883年、28~41頁、国立国会図書館所蔵)を引用紹介したい。

衛生ノ務ハ専ラ疾病ノ原因ヲ考究シテ其除クヘキハ之ヲ除キ防クヘキハ之ヲ防キ以テ寿命ヲ長フシ人類健康ノ度ヲ高フスルニアルナリ 然リ而シテ此衛生ノ務ハ医士及衛生家ノ責任中ニ在ルハ勿論ナリト雖モ予カ説ヲ以テスレハ只ニ医士及衛生家ノミナラス世ノ教育家モ亦大ニ此責ニ任セサル可ラストス何トナレハ医士ハ力ヲ竭シテ病ム者ヲ減シ之ニ死スル者ヲ救ハントスルモ教化洽カラス人文進マザレ

ハ敢テ人類健康ノ度ヲ高フスルノ大目的ヲ達ス可ラザレバナリ予ハ今左ニ疾病原因ノ概略ヲ掲ケテ教育家ノ衛生ニ責任アル所以ヲ示ス 凡ソ疾病ノ原因ハ千種万様アリテ一朝ニ之ヲ縷述スヘカラスト雖トモ今俄カニ之ヲ大別シテ (甲) 実物的原因 (乙) 社会的原因ノ二種ト為ス…所謂実物的原因ナル物ヲ見レバ飲食運動ニ空気用水ニ季順地質ニ道路家屋ニ或ハ溝■市街ニ一トシテ若シ其当ヲ得サル時ハ民人健康ノ度ヲ卑フシ害悪ヲ社会ニ流ササルハナキナリ去レハ凡ソ心ヲ国家ノ安寧ニ社会ノ幸福ニ注クノ志士ハ誰レカ教フヘキ戒ムベキハ之ヲ教戒シ除クベキハ之ヲ除キ改ムヘキハ之ヲ改メ以テ可及的害悪ヲ減少シ健康ヲ保護スルヲ務メシテ可ナランヤ況ンヤ教育衛生ノ任ニ当ル者ニ於テヤ必ス他ニ率先シテココニ尽力セザル可ラサルナリ 末段ニ至テ尚ホ一言スヘキコトアリ乃チ社会ノ寧福ヲ保護スル為メ教育家ノ心ヲ衛生ニ注クコトノ緊要ナル理由ハ前段所述ニ由テ已ニ明白ナリトシ更ニ一歩ヲ退テ只々学校衛生ノ一小局面ニ就テ考フルモ亦大ニ教育家ニ衛生ノ心術ナクンバ非サル所以ヲ覚知スル是ナリ抑々教育家ノ責任タルヤ主トシテ子弟ヲ薰陶シ其才能技芸ヲ研キ学識知見ヲ博フシ又道德品行ヲ改良シテ天晴レ有為傑俊ノ碩学哲士ヲ養成スルニアルヘシト雖トモ苟モ該子弟ニシテ半途ニ健康ヲ失シテ業ヲ為ス能ハス或ハ幸ニ業成ルモ身体薄弱トナリテ後來能ク事ニ耐フルヲ得サランニハ教育家多年ノ苦心モ空シク水面ノ泡沫ト一般勞シテ効ナキコトナルノ弊アラン故ニ業ヲ授クルニ兼テ学生ノ健康ヲ保護スルハ蓋シ又教育家ノ一責任タルヲ免レサルヘシ而シテ学舎ノ建築学生ノ年齢授業ノ時間学課ノ難易動学休眠ノ度飲食ノ種類時限及ビ休操遊ノ度等ハ皆其適否如何ニ由テ大ニ学生ノ健康ニ闊渉スル者ナレバ世ノ心ヲ教

育ニ注クノ士ハ須臾モ之ヲ輕忽ニ看過ス可ラサルナリ 俦以上縷陳スル所ハ固ヨリ簡短ナル略論ニ過キスト雖モ亦以テ教育家ニ衛生ノ責アル所以ヲ証明スルニ足ルベシ

*■は判読不能。

松山によれば、衛生の役割は人びとの寿命を少しでも長くしたり、人類全体の健康を向上させたりすることである。それは、医師や衛生家だけの責任ではないとする。教育家もまた重大な責任を有している。そもそも教育家の責務は、青年子弟らを教育薰陶してその才能技芸を研いたり、学識知見を深めたりなどして、有為俊才らを社会に多数養成することに他ならない。青年子弟らが学業教育の途上で健康を害して学業成就できなかつたり、学業後も虚弱体質や病気などで社会的な活躍がむずかしいという事例が生じれば、教育家としての多年にわたる労苦も水泡に帰することになる。したがって、学生の健康をつねに気遣うことは教育家としての責任である。校舎建築、学生年齢、授業時間、学課難易、飲食内容、休憩・運動具合など、学生の教育環境のすべてにおいて学生の健康上適切であるかどうかを注意しなければならない。松山が即自的な効果にとどまらず、教育の使命として長期的な影響を与える学生らの習慣・意識についても十分考慮して対応すべきと捉えていた点は重要といえる。「専ラ實際ニ適合スルヲ旨トシ」て纏められた松山誠二の著書『学校衛生論』(1883年、国立国会図書館所蔵)の構成内容をも、
「総論、学校構造ノ事 其一 建築、其二 教場、其三 机及ヒ椅子、其四 空気通暢及ヒ暖室法、生徒身体ノ事 其一 發育、其二 食物、其三 運動及ヒ体操、其四 入浴、生徒精神ノ事 其一 教導ノ心得、其二 日課及ヒ勤学ノ度、其三 懲罰賞与、其四 休暇及ヒ睡眠、諸般ノ注意 其一 近眼、其二 私

立学舎及ヒ専門学校、其三 伝染病」となっている。学校構造という外的な事項に加え、生徒身体という生徒の活動に直結する事項のほか、生徒精神として精神作用が大きいと考えられる事項にまで同上書で幅広く取り上げている。たとえば、「教導ノ心得」では「精神ヲ過劇ニ使用スルハ固ヨリ有害ナレトモ小児ニ由テハ或ハ寧口過劇ナラサレハ其發育ヲ全フセサル者アリ故ニ教員ハ能ク生徒ノ性質、能力ヲ洞察シテ各徒適応ニ教導セサル可ラス生徒ノ及落ヲ嚴重ニシ、褒賞ヲ与へ、

優劣ヲ公衆ニ揭示シ及ヒ教員日常ノ監督ハ皆勉強ヲ促スノ法ナレトモ其褒賞ト揭示トハ間々有害ナルコトアリ…畢竟僅ニ一時ノ速成ヲ期シテ永遠ノ利害ヲ顧ミサル近眼者流ト云ウヘシ」(66～67頁)と記されている。これはまさに、現代の教育にも通じるピグマリオン効果(教師期待効果)やラベリング理論(レッテル貼り)というべき考え方に該当するのかもしれない。明治期・学校衛生論の探究から始まって、少々話が飛躍・跳躍したかもしれない。

[個人研究]

高等学校経費地方税支弁停止への過程(3)

田中 智子

1887年の11月から12月にかけて、日本全国すべての通常府県会において登場したはずの予算項目が、「高等学校費分担額」である。直前に、第1～第5それぞれの区域において、各府県常置委員が集結して府県連合委員会が開かれた。そこで決定した割当額が持ち帰られ、それぞれの府県会に上程されたわけである。

この通常府県会のなかで、もっとも激しい反応をみせたのが、県会中止処分にまで至った秋田県会であろう。そしてそれは、明年の地方官らによる高等学校経費地方税支弁停止の訴えをもたらした、一つの強烈な事件だったのではなからうか。その概略は、『秋田県政史』下巻(1956年)にも記されるどころであるが、以下、経緯を簡単に追ってみよう。

1887年11月29日の教育費二次会において、議長大久保鐵作は、教育費の小科目として朱書された「第二高等学校費2687円56銭4厘」を審議の対象とし、結果、県会はこの案を否決するに至った。番外土井通豫属は、勅令40号により、「各府県分担額は府県知事が協議して査定し、府県常置委員の互選をもって選出さ

れた委員が会同して議定し、府県会はその徴収方法を議定する」ものと定められていること、さらに文部・大蔵・内務三大臣からの訓令第714号により、「高等学校費各府県分担額ハ地方税予算教育費ノ小科目ニ朱書掲記スルモノトス」と指示されていることを説明した。そして、議長に対して二次会取直しの処置を請求したが、12月2日に開かれた三次会では、予算の可否を県会が審議することは可能であるとの意見が再び主張され、事態は収束をみなかった。

もっとも強硬に審議・否決を主張した議員は、荒谷桂吉(大館出身、1880年代前半に秋田改進黨員。後に県会議長・衆議院議員も務める)であった。彼は、10月15日より仙台で開催された第二区の府県連合委員会に委員として出席し、「此の費用たる、来る廿二年度に消費すべきものなれども、元来該校の経費は当地方税の補助を受くるとの主意にて、永久に地方より維持すると云ふにあらねば、其時迄には無用に属するやも知る可らず、就ては廃案とする」との説を提出していた(委員会については、『秋田日日新聞』明治20年

10月19・23・26・27日、11月1日号の報道参照)。つまり、もともと第二高等中学校経費の負担を否定していた人物なのである。荒谷の提案は12対5で却下されてしまうが、彼は委員会の決定を是とせず、地元秋田県会場で、「イヤ」との文言を繰り返し、県の負担を拒否し続けたのであった。「高等中学校を宮城に置きたりとて秋田県に利する所なかるべし。其利益なきものに費用を出たすは吾々人民はイヤなり」という発言に、高等中学校制度に対する反感が象徴されている。

知事の青山貞は同日付で、こうした県会の状況を勅令第40号違犯とみなし、府県会規則第33条（「会議ノ論説国ノ安寧ヲ害シ或ハ法律又ハ規則ヲ犯スコトアリト認ルトキハ府知事県令ハ会議ヲ中止セシメ内務卿ニ具状シテ其指揮ヲ請フヘシ」—田中注：「府知事県令」「内務卿」の語は1880年4月8日の改正布告時のママ）にのっとり、県会を中止した。

青山は事態収拾のため、翌日より土居属らを東京に派遣、6日には自らも上京の途についた。そして19日、県会中止を解くとともに、内務大臣の指揮によって教育費中第二高等中学校費に関する県会の論議はすべて無効となる旨、県会に通告した。

青山貞（小三郎）は福井出身、司法大書記官を経て、1886年2月に県令として秋田に着任している。国立国会図書館憲政資料室において寄託文書が公開されているが、その内の「秋田県在職之記」に、この間の経緯を物語る記述がある。12月6日に県地出発、8日午後、上野に到着すると直ちに内務大臣宅を訪ねるも不在、14日に内相から「高等中学校経費分担額ハ本年勅令第四十号ニ依各府県委員会ニ於テ既ニ議定シタルモノナルヲ以テ県会ニ於テ更ニ議スヘキモノニアラス依テ其

旨ヲ県会ニ達シ会議ノ中止ハ之ヲ解クヘシ」との指令を受けたこと、22日に東京を發し、27日に秋田に帰任したことなどが、日録風に記されている。

秋田での事態は各地の新聞でも報道され、それゆえ筆者（田中）も、関西方面の諸地方紙を通じてその存在をかねてより知っていた次第である。県会議事録をめぐって、高等中学校費否決の事実が記されていないとの一悶着もあったようだが、中止となってしまった県会の公式議事録作成は、結局控えられたとみるべきか、活字化された議事録は、この年の分のみ存在しない。しかし秋田県公文書館には、生々しい手書きの議事次第・公文書・電報類が多数綴じられた関連簿冊が残されており（『明治二十年県会ニ関スル事務簿』、『明治廿一年度県会書類綴』）、『秋田県政史』も本稿もこの史料に依拠して叙述している。また、『秋田日日新聞』も県会の模様を報道している。だが、議員による記事への謝罪要求や、議長による記者傍聴の禁止といった規制も確認され（『秋田日日新聞』明治20年12月21・27日号）、現在見ることのできない『秋田新報』にもクレームが付けられており、新聞と県会との関係はあまりよろしくないようだ。

以上に挙げたような史料を精査することで、『秋田県政史』の記述を乗り越え、今少し、高等中学校問題にそくした発見なり解釈なりができればと考えている。だが、京都・兵庫・滋賀の府県会からの建議だけではなく、この秋田県会中止事件を契機として、「高等中学校経費を府県の地方税から支弁させる、しかも、その額の決定権を府県会には与えない」というしくみの問題性を、内務大臣山県有朋自身が直接的に痛感することになったことだけは間違いのないであろう。

[例会]

例会の概要（2012年12月9日）

谷本 宗生

2012年12月9日（日）、全国的な寒波にみまわれるなか、午前10時過ぎ高円寺・神辺邸1階に参加会員（神辺、田中、富岡、谷本、佐喜本）が例会に集った。小宮山会員は午前11時過ぎ、荒井会員は午後13時過ぎに例会に合流した。富岡事務局のもと、進行確認：田中、レジュメ発送：田中、記録作成：谷本、といった役割分担がなされた。

順次参加会員から、前もって富岡事務局から指示伝達された研究年報4号に掲載されている各会員間の原稿に対する論評報告が行われた。まず谷本会員からは、富岡研究「第一高等中学校寄宿舎自治制導入過程の再検討（その4）」についてコメントがなされた。従前の先行研究では、木下校長や特定の生徒個人に着目する傾向がつよいが、富岡の研究では生徒の自主団体徳義会（1889年11月）の役割などを重視し、生徒の誰からともなく寄宿舎自治制案が提案され生徒間で寮内規約をつくって、木下校長により寄宿舎自治制が導入されたのではないかと強調する。また木下が、校長時代と教頭時代とで行った演説にも違いがみられるとする。谷本コメントでは、徳義会の成立以前と徳義会の成立以後がいかにダイナミックに研究として描けるか、徳義会ほかの会合や組織といったものが自治制導入になんらかの影響を与えているのかどうか、などについても重要ではないかとした。

次に佐喜本会員から、谷本研究「1880年代における学生の健康・衛生環境について」の講評がなされた。谷本研究では、明治10年代の東京大学期には近隣医師が学校医として学生らの衛生活動に出来得る限り配慮する様相で、帝国大学となり渡邊総長が帝国大学衛生

委員を学内で組織制定し、また寄宿舎の主任医員も設置し、帝国大学運動会を保護奨励するなどの措置を積極的にはかったことが強調されている。佐喜本コメントでも挙げられたが、学生生徒らの健康・衛生環境をどのように資料を駆使して描くことが可能であるのか、それは容易に研究成果が出るものなのかなどいくつかフロアの指摘もあった。谷本会員からは、辻新次や野村彦四郎らの衛生・健康指導、体操伝習所卒業生らの活動展開、学校衛生論の著作分析など、今後の展望として幅広く検討していきたいとした。

富岡会員からは、田中研究「京都府における実業教育構想の形成」についてコメントがなされた。田中研究では、京都という地域の特性からか奈良から大阪をライバル視していくことになる京都の実業教育構想が追跡されている。さらに地域の専門教育・高等教育を推進する主体として、都市商工業者の役割に注視する。富岡コメントで、中学校令との関係性について直接的な関連を実証できるかはむずかしいのではないかと指摘があった。田中がいうとおり、男子普通教育または進学予備教育という性格と実業教育とは地域にとって異なる意味合いを有するのではないかと感じられた。京都という地域の特性を明確にしていくうえでは、時代を追って検討していく手法もあるが、他地域（金沢など）の動向と比較しながら検討していく手法も有効ではないかと考えられる。

谷本、佐喜本、富岡らによる論評を終えたところで、午前の部会終了時刻に予定されていた正午を過ぎたので、会員皆で近くのお蕎麦屋さんに食事に出かけた。1時間近く歓談しながら、美味しいお蕎麦をそれぞれ食

した。富岡事務局からは、これまで届いている研究年報4号の謹呈者らからのお礼状が話題として開陳された。おそらくは、この他に各会員宛てにも相応のお礼コメント（意見感想など）が届いていることが推測された。機会があれば、それはニューズレターなどで該当会員が自身の研究に対する評価・要望として示すこともできるであろう。

13時ころには神辺邸にもどり、午後の部会をすぐに開始した。まず田中会員からは、小宮山研究「千葉県会議事録（明治19年度）」についての的確なコメントがいくつかなされた。関連する資料として、明治18年度から21年度とあるなかでも、なぜあえて19年度を選択したのか。議事だけでなく、原案についても相応に示しておくほうがよい。県会発言者らそれぞれの位置付けや欠席者以外のフルネーム、県当局当事者らの姿勢も合せて、資料紹介したほうが読者にも分かりやすい。フロアも交え、高等中学校医学部設置（千葉）の事情についてどう考えればよいかについて闊達に議論した。愛知（名古屋）も有力視されるなかで、千葉に第一高等中学校の医学部が設置された事情を解明できないだろうか。県などの地域側の行政文書に限らず、医学校・医学部の学校文書（行政文書や個人文書を含む）からもなにか手がかりがあればと思われる。

田中会員は、自身の高等中学校調査をとおして、新潟県が石川県・富山県・福井県といった北陸地域（第四区）の括りでうまくおさまらないにもかかわらず、高等中学校設立県を除いて全国的にも圧倒的な運営経費の負担増であることを指摘した。そして、九州地域（第五区）では設置県の負担増をあえて避けて、税高・人口による一律分配を九州全県が了承したことも興味深いと指摘した。第五高等中学校（本科：熊本、医学部：長崎）の設置経緯についても、誘致合戦の有無も

含め、なにがしかの特徴が他地域と比較してみられるのかもしれない。上記に関する田中研究の知見は近く刊行される「高等中学校制度と地方都市」『近代日本の歴史都市』（思文閣出版）などに詳しい。

小宮山会員からは、佐喜本研究「九州学院の創設と衰退」についてのコメントがなされた。県知事の松平正直が九州学院（九州大学構想）の合併を後押ししたとする点は、小宮山はとくに重要ではないかと指摘した。佐喜本研究では、地元新聞を追う限りとは断りながら学生の風紀の矯正という背景を挙げている。フロアからも、県知事の松平は仙台にも在職していた経歴があり、仙台の東華学校のような学校組織の手法をもしかしたら想定していたのかもしれないと示唆があった。また地域的な特性も考慮すれば、学生らが政策当局者の手をわずらわせることなく自ら自然と治まる（自治管理）の考え方が、この九州学院の動きにも前提として存在したのではないかと想像される。

小宮山会員は、自身の宮崎県調査のなかで第五高等中学校に関する興味深いと思われる資料をいくつか発掘したことを強調した。紹介した資料の出典・出自などが明確でないのが残念ではあったが、年に定例会合を有し生徒養成を研究するとした第五高等中学校の諮問委員を九州各県より組織すること、器械体操は年齢を重ねてからよりも尋常中学校においてなるべく早く実施することを希望することなどが所収資料には挙げられている。起案（原案）がどういう往復のやり取りを経て、実際にはどうなったのか（制定されたのか否決されたのか）といった点を明らかにされることを期待したい。

神辺顧問からは荒井研究「就学督責研究ノート」について、また荒井会員からは神辺研究「中学校史の1880年代（その4）」について、それぞれのコメントが

お互いになされた。神辺研究も荒井研究にしても、その壮大な領域に確固たる自身の見通しをもって着実に解明しようと試みる研究者像にはいつもながら会員としては学ぶべきところが大きいと思われる。共同研究の価値（教育学的な価値）は、まさにこの点にこそあるのではないかとも感じられる。

なお荒井会員は、山口や鹿児島の高等中学校調査については次号の研究年報5号にでも執筆掲載することが可能であるとした。神辺顧問も、当時中等学校で使用したとされる教科書についてはその書誌情報に加え、実際の目次構成（序文も含む）を出来るだけ収集してみてもどうかと問題提起された。神辺顧問の提案に対して、カリキュラム班（富岡・佐喜本・鄭会員ら）がデジタルライブラリーを駆使するなどして相応に対応されることを望みたい。

例会の目的とされた参加会員からの論評や活動報告などを済ませた16時過ぎ、会の事務運営に関する問題が1時間ほど話し合われた。まず会計報告が皆で確認され、次号研究年報5号や次年度最終年度の科研費報告書、そして出版助成申請に基づく学術研究書などを編集刊行する見通しについて意見交換された。次回の例会（2月中に開催予定）では、荒井会代表から最終年度の科研費報告書の作成試案や出版助成申請に基づく研究書の編集試案などが提示されることを受けて、会員皆でよく相談してからその旨決定したいとした。研究年報5号については、富岡事務局から会員諸氏に原稿提出締切り（8月15日設定）などのご案内があったとした。なお本日の例会で本年度の活動報告（配分予算の執行状況も含む）を行っていない会員については、次回の例会などで必ずその点を考慮願いたい。

[個人報告]

第五高等学校と九州各県尋常中学校との連絡関係に関する資料について

小宮山 道夫

12月の研究会では第五高等学校と九州各県尋常中学校との連絡関係に関する資料が宮崎県文書の中にあつたことをコピーの配布とともに報告した。明治21(1888)年10月の第五高等学校設置区域内各県協議会に関する資料であり、熊本大学五高記念館所蔵の五高文書の裏付けとなる資料である。

資料1には同協議会における決議がまとめられており、諮問した内容は資料2のとおりである。この資料により、第五高等学校側が尋常中学校出身者の学力格差の扱いに苦心していることがわかる。入試問題が妥当ではないのではないかと疑念も抱いてはいるが、試験問題に関する資料は残されて居らず、そのことについては特段議論ともならなかったようである。学力

比較となる一覧表は割愛するが各県ごと、各教科ごとの差異が大きく表れ興味深い。如何に尋常中学校と高等中学校との接続関係を大きな課題と認識していたかがわかる。

また、学科課程、重要ノ諸規則、経費ノ予算を主に審議する商議会については、構成員を教頭幹事教諭等にとどまらず、高等中学校職員、尋常中学校長、同教員、第三課長并学務係員、県会常置委員、その他「各県知事ノ紹介ヲ経タルモノ」にまで広げて、九州全体で第五高等学校の運営に関わらせようとしていることがわかる。しかもその主旨については「(文部)大臣カ置カレタル意ニ副ハントノ議各県参会員悉ク賛成」したことがわかる。

第二高等中学校区域はじめ他の区域が経費分担に関して中心的に議論し、かつ各県の利害対立が表面化して協議会がさたやみと成ったのに比して、第五区域の場合は、拙稿「第五高等中学校創設と設置区域内における議論—1887（明治20）年8月開催の相談会を手がかりに—」（中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第54巻1号、2008年、83-88頁所収）において扱った明治20（1887）年8月開催の相談会（協議会の前身に相当すると考える）と合わせて考慮すれば、中学校令下の中等教育について、森有礼の構想に共鳴し、制度の枠内で最大限九州に有意義な中等教育改革を志していたことが推察される。

今年の早い内に下記資料を用いた論証に努めたい。

資料1 相談箇条決議（原文縦書 第五高等中学校野紙 墨書）

従来尋常中学校より高等中学ニ移ルニ学科程度ノ緩急相同シカラサルモノカ入学試験ノ成績ニ於テ既修ノ学科上ト段階大ニ差異アレリ、之レ若シクハ入学試験問題其宜シキヲ得ザルカ右既行ノ問題ヲ各参員ニ配布シ批評ヲ承ケシニ、只タノ質議ニ止マレリ、仍テ各県入学生ノ学力等優劣ヲ明瞭ナラシムル為メ、製表トナシ各員ニ配布セリ器械体操ハ年長ケザル内ヨリ学ブハ学生教養上頗ブル好方法トナリテ、各県悉ク賛成ニテ尋常中学ハ勿論可成高等小学等ヨリ着々体操科ノ内ヘ差加ヘルトノ議ニ決ス、高等中学ニ商議委員ヲ置クコトハ既ニ他ノ高等中学ニ於テハ校長幹事教諭等ヲ以テ組織セシ所モ有リト雖トモ、夫レニテハ範囲狭ク且ツ常務ヲ議スルト同一ノ状態ナレバ随テ委員ヲ置クノ必要ナカルベシ、当校ニ於テハ広ク九州各県ヨリ組織シ、年一回会合シ以テ諸般ノ事ヲ研究シ、以テ大臣カ置カレタル意ニ副ハン

トノ議各県参員悉ク賛成ス

第一表 第五高等中学校生徒学力平均一覽（略）

第二表 第五高等中学校生徒学力県別ノ序次一覽（略）

資料2 御相談ノ箇条（原文縦書 蒔蕪版）

一従来尋常中学校ニテ修学セシ生徒ノ中第五高等中学校ヘ入学セントシ来ル者多クハ五年生ニシテ予科三級ノ入学試験ニ及第スルモノアリ、或ハ三年生若シクハ四年生ニシテ僅カニ補充一年ニ及第スルモノアリ、全体高等中学校ノ入学試験ハ尋常中学ノ課程ヲ本トシ既修ノ実カヲ試問スル者ナルニ、箇様ニ学力ノ相同シカラザルハ子弟成立上ニ於テ甚ダ憂フ可キノ事ナリ、右ハ授業上ニ於テ精粗緩急相同シカラザル故カ、若シクハ入学試験ノ問題其宜シキヲ得ザルカ、乃チ別紙既行ノ問題数葉及ビ及落表ヲ製シ一覽ニ供ス、宜敷御高評承リタシ

一器械体操ハ年長ケテヨリ学ブハ甚ダ困難ナルヲ覚ユルノミナラズ、其成績上ニ於テモ不完全ナルヲ見出セリ、然ルニ器械体操ハ身体ノ運動ヲ敏捷ニシ、手足ヲシテ思フ所ニ働カシムル効ハ柔軟演習ヨリモ勝レリトス、因テ尋常中学校ニ於テモ成ル可ク早く器械体操ヲ課セラレンコトヲ希望ス、御意見承リタシ

一高等中学校ニ試問委員トナルモノヲ設クベシト文部大臣ヨリノ達シ有之、既ニ他ノ高等中学ニ於テハ教頭幹事教諭等ヲ以テ組織セシ所モ有リト雖トモ夫レニテハ範囲狭ク且ツ常務ヲ議スルト同一ノ状態ナレバ、当校ニ於テハ諮問委員ヲ広ク九

州各県ヨリ組織シ、年一回会合ヲ乞ヒ、生徒養成
上ノ得失ヲ研究シ、以テ大臣ノ意ニ副ハントス、
其可否御高議ヲ煩シ度尤モ其人員及ビ会合ノ都
合等ハ口頭ニテ詳細陳述致スベシ

明治二十一年十月

入学試業合格表 (略)

入学試業不合格表 (略)

資料3 第五高等中学校商議委員規程 (原文縦書 蕪 蕪版)

第一条 本校重要ノ事件ヲ商議スル為メ商議委員ヲ
置ク

第二条 商議委員ハ三名以上七名以下トシ学校長ノ
推薦ニ依リ文部大臣之ヲ命ス

第三条 商議委員ノ会議ニ附スヘキモノハ学科課程
重要ノ諸規則經費ノ予算其他本校ノ利害ノ銷長
ニ関スル事項トス

但学校長ノ見込ニ依リ尚此他ノ事項ヲ会議ニ附
スルコトヲ得

第四条 商議委員会ノ議案ハ学校長之ヲ提出スルモ
ノトス

第五条 商議委員会ハ学校長ヲ以テ会長トシ委員半
数以上出席スレハ議長ヲ結了スルコトヲ得

第六条 商議委員ハ五箇年ヲ以テ任期トス任期満ツ
ルノ後時宜ニ依リ更ニ勤続ヲ命スルコトアルヘ
シ

資料4 第五高等中学校設置区域内各県協議会規約

第一項 本会ハ第五高等中学校設置区域内各県公私
立尋常中学校ト高等中学校ト互ニ気脈ヲ通シ中

学教育ニ関スル諸般ノ事ヲ協議センガ為ニ之ヲ
設ク

第二項 本会ハ高等中学校設置区域内ニ在ル左ノ職
員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 高等中学校職員 若干名

一 尋常中学校長 尋常中学ノ資格アル学校亦
同シ

一 尋常中学校教員 尋常中学ノ資格アル学校
亦同シ

一 ~~学務課長~~ 第三課長并学務係員一名以上

[朱書訂正]

一 県会常置委員一名以上 地方税支弁若シク
ハ補助ノ尋常中学校ナキ県ハ除ク

以上ノ外各県知事ノ紹介ヲ経タルモノ

第三項 本会ハ毎年一回之ヲ開ク其場所ハ前会ニ於
テ定ムルコトニヨル

第四項 本会ノ開期ハ開会五十日前ニ第五高等中学
校ヨリ各県ヘ通知シ各県開会二十日前ニ其出席
ノ職姓名ヲ第五高等中学校ヘ通知ス若シ特別開
会二十日前ニ事由アリテ欠員アル県ハ其旨ヲ開
会前ニ第五高等中学校ヘ報知スルモノトス

第五項 本会ニ提出セント欲スル問題等ハ開会廿日
前ニ第五高等中学校ヘ送達スヘシ 但提出ノ準
備ヲ了シ得ルモノハ前段ノ限ニ非ス

第六項 本会ハ務メテ胸襟ヲ披キ懇談スルヲ旨トス
ト雖時宜ニ依テハ会頭ヲ設ケ普通ノ議事法ニ依
ルコトアルベシ此場合ニ於テ第五高等中学校長
ヲ挙ケテ之カ会頭トス

第七項 本会ノ庶務ハ第五高等中学校職員及ヒ開会
地ノ学務課係 [朱書訂正] 員之ヲ担任ス

第八項 本規約ハ出席会員過半数ノ同意ニヨリテ改
正加除スルヲ得

以上ノ規約ハ各県知事ノ承認ヲ得テ実践スルモノ
トス

但承認ヲ得タル多数ノ県ハ承諾ヲ得ザル少数ノ
県アルカ為メ実践ヲ止ムルコトヲ為サス

資料5 第五高等中学校ト九州各県尋常中学校ト連 絡ニ関スル規約（原文縦書 蒔菫版）

一第五高等中学校ニ本科第一年級生徒ノ成立ツトキ
ヨリ九州各県尋常中学校卒業優等ノモノハ無試
験同級へ編入ヲ許可スル事

但本文ハ第二外国語（獨乙語）ノ設ケアル尋常
中学校ヲ指ス

一來ル二十二年已後尋常中学校卒業優等ノモノニシ
テ卒業ノ年出願スルモノニ限り前項ニ因リ入学
ヲ許スト雖モ高等中学校ノ本科ノ設ケナキ間ハ
無試験予科第一級ニ編入スル事

一第二外国語ノ設ケナキ尋常中学校ノ卒業生ハ其年
出願スルモノニ限り無試験予科第二級ニ編入ヲ
許可スル事

[お知らせ]

本年1月に神辺靖光会員の著書『明
治前期中学校形成史 府県別編Ⅱ環瀬
戸内海』が梓出版社から刊行されまし
た。本ニューズレターの連載記事とも
関連の深い内容です。

次回の例会は、メールでお知らせし
たように2月20日（水）です。授業の
ない期間なので平日に設定しました。
よろしくお願いたします。

次号ニューズレター（第40号）の原
稿締め切りは、2012年3月31日です。



「1880年代教育史研究会」ニューズレター 第40号 2013年1月15日発行

<研究会連絡先・原稿送付先> 富岡 勝 「1880年代教育史研究会」事務局
〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学教職教育部 富岡勝研究室 気付
E-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp
<HP> <http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/1880/>